

ID: 219

担当部署: こども福祉部 福祉室 地域福祉課

処分の概要	施設使用料等の減免
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市福祉センターの管理に関する条例 第11条
例 規 番 号	平成22年条例第21号
【根拠条文】 (施設使用料等の免除) 第11条 市長は、公益上特に必要があると認めるときは、施設使用料及び附属設備等使用料の全部又は一部を免除することができる。 【基準】 根拠条文及び芦屋市福祉センターの管理に関する条例施行規則第8条の規定による。 (使用料の減免) 第8条 条例第11条の規定による使用料の免除は、次のとおりとする。 (1) 使用料の全額を免除する場合 ア 芦屋市又は芦屋市教育委員会が主催し、又は共催して福祉又は保健に関する事業のために使用するとき。 イ 国及び地方公共団体が福祉又は保健に関する事業のために使用するとき。 ウ 市長が公益上特に必要と認めたとき。 (2) 使用料の5割の額を免除する場合 ア 芦屋市又は芦屋市教育委員会が主催し、又は共催して前号ア以外の事業のために使用するとき。 イ 国及び地方公共団体が前号イ以外の事業のために使用するとき。 ウ 福祉団体(第6条第1項の福祉団体をいう。)が福祉に関する事業のために使用するとき。 (3) 使用料の3割の額を免除する場合 ア 芦屋市民会館条例施行規則(昭和44年芦屋市規則第34号)第19条の規定により指定された団体が公共目的のために使用するとき。 イ 芦屋市社会教育関係団体の登録に関する規則(昭和52年芦屋市教育委員会規則第4号)第5条の規定により承認された団体が社会教育事業に使用するとき。 ウ 芦屋市立地区集会所の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和40年芦屋市規則第21号)第7条第1項第1号イに規定する集会所指定団体が地域活動のために使用するとき。 2 前項第2号及び第3号の規定による使用料算定において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。 3 使用料の減免を受けようとする者は、市長に申請しなければならない。	
標準処理期間	7日
備考	

設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最 終 変 更 年 月 日	令和5年4月1日